

第2期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組状況(令和6年度)

参考資料2

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
1	26	I 普及啓発 の強化	①アルコール依存症に 悩む本人やその家族 等への情報発信	アルコール依存症の治療を専門的に行 う医療機関の情報を集約し、地域の相 談支援拠点とあわせて、府民に対して府 ホームページ等において情報を提供す る。	アルコール依存症の専門的治療の 情報の集約・情報提供	アルコール依存症の専門的治療が可能な医療機関や相談拠 点の情報を集約し、ホームページで情報提供する	【健康医療部(地域保健課)】 地域保健課のホームページ及びおおさか依存症ポータルサイ トにおいて、専門医療機関や相談拠点機関の情報を提供。
2	26	I 普及啓発 の強化	①アルコール依存症に 悩む本人やその家族 等への情報発信	依存症に関する各種情報を集約したお おさか依存症ポータルサイトについて、 アルコールの問題に悩む本人及びその 家族等が必要な情報へ容易にアクセス 出来るよう、内容の充実を図る。	おおさか依存症ポータルサイトでの 情報提供	おおさか依存症ポータルサイトにて、依存症に関する各種情 報を提供する	【健康医療部(地域保健課)】 おおさか依存症ポータルサイトにて、アルコール関連問題等に ついて啓発するとともに、お酒の飲み方チェックや飲酒量 チェックの機能を搭載。
3	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	小・中・高等学校学習指導要領に則り、 アルコール等が心身に及ぼす影響等、 正しい知識の普及に取り組む。	「保健」の授業や特別活動、総合 的な学習の時間等における指導	小・中・高等学校における「保健」の授業や特別活動等にお いて、飲酒による健康影響等について指導	【教育庁(保健体育課)】 小・中・高等学校における「保健」の授業や特別活動等にお いて、飲酒による健康影響等について指導。
4	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	小・中・高等学校学習指導要領に則り、 アルコール等が心身に及ぼす影響等、 正しい知識の普及に取り組む。	20歳未満の飲酒防止教育に係る 研修等の開催周知	小・中・高等学校における「保健」の授業や特別活動等にお いて、飲酒による健康影響等について指導する教職員に宛て 20歳未満の飲酒防止教育を行うことに資する研修会の情報 を周知	【教育庁(保健体育課)】 関係課の依頼に応じて、令和6年5月23日付教保第1390号に より「令和6年度飲酒防止教育普及研修」の開催を府立学校 及び市町村教育委員会に対して関係教職員へ周知するよう依 頼。
5	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	アルコール関連問題啓発週間におい て、小・中・高等学校等でポスター等を 活用し、飲酒に伴うリスクについて啓発 する。	「アルコール関連問題啓発週間ポ スター」等の発送	関係課の依頼により、啓発資材を府内学校等へ送付	【教育庁(保健体育課)】 「20歳未満飲酒防止啓発ポスター」を府立学校(216枚)・市町村 立小中学校(866枚)へ送付。
6	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	大学・専門学校の新入生を対象に、20 歳未満の者の飲酒防止や、飲酒のリス ク、一気飲み及びアルコールハラスメン トの禁止等について周知を行う。	20歳未満の者の飲酒に関する啓 発	大学・専門学校の新入生を対象に飲酒・一気飲みのリスク等 の啓発資材の提供、学校の広報活動に協力する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・一気飲みの注意を促すパネルをはじめ、若者向けに飲酒の 心身への影響を伝える啓発資材の内容を更新し、継続して ホームページに掲載。 【副首都推進局(公立大学法人担当課)】 (大阪公立大学) ・本学ホームページに掲載している「学生生活ガイドブック 2024」及び新入生向けの「学生生活オリエンテーション」動画 で、満20歳に満たない者は法律により飲酒は禁止されている ことや飲酒事故等に関する注意喚起を行っている。 (高専) ・全学生に配布する学生便覧において、「学生生活の注意事 項」として飲酒に対する注意喚起を行っている。 ・長期休暇に入る前に、ミニ学校だよりを配布し注意喚起を実 施している。
7	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	保護者向けの啓発資材について、教育 庁を通じて周知を図り、20歳未満の者 の飲酒に伴うリスクについて保護者に向 けて啓発する。	20歳未満の者の飲酒のリスクにつ いての保護者への啓発	20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを啓発する資材の提供、 「保健だより」などの情報提供に協力する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 一気飲みの注意を促すパネルをはじめ、若者向けに飲酒の 心身への影響を伝える啓発資材の内容を更新し、継続してホ ームページに掲載。

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
8	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	保護者向けの啓発資材について、教育 庁を通じて周知を図り、20歳未満の者 の飲酒に伴うリスクについて保護者に向 けて啓発する。	「保護者向けの啓発資材」の発送	関係課の依頼により、啓発資材を府内学校等へ送付	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 飲酒防止教育を実施する学校から希望があれば、継続して学 校を通じて保護者へリーフレットを配布。
9	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	20歳未満の者の飲酒を防止するため、 市町村・関係団体・事業者等と連携し、 社会全体で正しい知識の普及に取り組 む。	妊娠婦こころの相談センター	大阪母子医療センターに委託している妊娠婦を対象としたこ ころの電話相談を実施	【健康医療部(地域保健課)】 妊娠婦こころの相談センター 電話相談:365件 医師相談:38件
10	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	20歳未満の者の飲酒を防止するため、 市町村・関係団体・事業者等と連携し、 社会全体で正しい知識の普及に取り組 む。	妊娠婦の飲酒に関する啓発	妊娠婦の飲酒に関する啓発を実施	【健康医療部(地域保健課)】 ・妊娠婦の飲酒に関するアニメ版動画及び産婦人科医からの メッセージ動画を作成。 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・アルコールが女性や妊娠婦のからだへ及ぼす影響や相談窓 口を掲載した啓発物を新たに作成し、ホームページに掲載し、 市町村担当課へ配布を依頼。
11	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	20歳未満の者の飲酒を防止するため、 市町村・関係団体・事業者等と連携し、 社会全体で正しい知識の普及に取り組 む。	20歳未満の者の飲酒防止に関する 広報啓発	酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーンを通 じて、未成年者の飲酒防止に関する広報啓発を行う	【福祉部(子ども家庭局)】 酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーン(街頭 活動)を通じ、広く府民に対し20歳未満の者の飲酒防止に関する 意識の高揚を図った。
12	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	20歳未満の者の飲酒を防止するため、 市町村・関係団体・事業者等と連携し、 社会全体で正しい知識の普及に取り組 む。	20歳未満の者の飲酒防止に関する 広報啓発	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発及び飲酒防止 に関する教育を行う	【健康医療部(保健所)】 ・大学等でのリーフレットの配布、アルコール依存症に関する 当事者体験談・講義等を実施。 府・中核市保健所 6か所 計12件 内)自助G連携 1団体 計 2回 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・アルコール健康障がいに関する啓発パネルの更新し、アル コール関連問題啓発週間にに関するサイネージ画像と合わせて 市町村等へ活用を依頼。 ・ロビーにアルコール関連問題啓発週間にに関するパネルやポ スターを掲示。また、ロビーに啓発ブースを設置し、アルコール 関連問題に関するリーフレットやチラシを配架。 ・大阪府民のための健康アプリ「アスマイル」に、啓発コラムを 掲載。
13	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取 得者に対し、自動車教習所で実施してい る飲酒運転防止に係るカリキュラムの確 実な履行を徹底する。	指定自動車教習所に対する総合 検査時の学科教習立会を継続実 施する	指定自動車教習所に対する指導監督を通して飲酒運転防止 に係るカリキュラムの確実な履行を徹底し周知させる	【大阪府警察本部(交通部運転免許課)】 指定自動車教習所に対し、総合検査等を通じて飲酒運転防止 カリキュラム履行の徹底を周知させた。 令和6年度中 総合検査 37件、随時検査 19件

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
14	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■府民への啓発の推進	アルコール関連問題啓発週間に中心に、府民に対して飲酒のリスクを下げるための啓発や不適切な飲酒の防止を図る。	アルコール関連問題啓発週間(11/10~11/16)の際の広報啓発	アルコール関連問題啓発週間において、市町村等と協力し、府民に対するアルコール関連問題について啓発を行う	<p>【健康医療部(地域保健課)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、厚労省が作成したアルコール関連問題啓発週間ポスターの掲示や市町村広報誌でのアルコール関連問題啓発週間の啓発を依頼。 ・府庁内でのパネルの展示。 ・府政だより・府SNSでの啓発。 ・民間企業・大学・関係機関等と連携した啓発。 <p>【健康医療部(保健所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロビーなどを活用して、ポスター掲示やパネル展示、リーフレットの配架等を実施。 府・中核市保健所 16か所 <p>【健康医療部(こころの健康総合センター)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障がいに関する啓発パネルの更新し、アルコール関連問題啓発週間にに関するサイネージ画像と合わせて市町村等へ活用を依頼。 ・ロビーにアルコール関連問題啓発週間にに関するパネルやポスターを掲示。また、ロビーに啓発ブースを設置し、アルコール関連問題に関するリーフレットやチラシを配架。 ・大阪府民のための健康アプリ「アスマイル」に、啓発コラムを掲載。
15	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■府民への啓発の推進	市町村の健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいを取り上げ、飲酒に伴うリスクについて、正しい知識を普及し、リスクの少ない飲酒の啓発や不適切な飲酒の防止を図る。	市町村・保健所等における啓発	市町村健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいについて正しい知識の普及を行う	<p>【健康医療部(保健所)】</p> <p>市町村健康まつり等イベントの機会を活用して、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及。 府・中核市保健所 8か所 計12回 内)自助G連携 2件</p>
16	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■府民への啓発の推進	市町村や保健所等のロビー等を活用し、アルコール健康障がいについてのパネル展示やリーフレットの配架を行う。	各保健所における啓発	保健所等のロビー等を活用した啓発を実施	<p>【健康医療部(保健所)】</p> <p>ロビーなどを活用して、ポスター掲示やパネル展示、リーフレットの配架等を実施。 府・中核市保健所 16か所</p>
17	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■府民への啓発の推進	市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。	府民への啓発	市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る	<p>【健康医療部(保健所)】</p> <p>講演会、若年層への啓発等の実施。 府・中核市保健所 9か所 計19回 内)自助G連携 1団体 計2回</p>
18	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■府民への啓発の推進	不適切な飲酒、過度な飲酒等の生活習慣が循環器疾患等に及ぼす影響、依存症等に関する情報をホームページ等により、広く周知を図る。	普及啓発に関するホームページ等の作成	ホームページ等により適正飲酒について情報提供を行う	<p>【健康医療部(健康づくり課)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4次健康増進計画(R6.3策定)」に基づき、生活習慣病の発症予防及び早期発見・重症化予防の観点から様々な取組みを推進。 ・府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動「健活10<ケンカツテン>」の項目の1つに「飲酒」を位置づけており、「健活10」を軸に、ポータルサイト、チラシ、動画等で啓発を実施。 ・健活おおさか推進府民議員と連携した、ポスターやサイネージの提出等による「健活10」(飲酒)の集中的な啓発を実施。(11月) ・飲酒量や飲酒頻度などの簡単なアンケートから、個々の飲酒状況に応じた健康リスクを知ることができるwebアンケートを実施。(11月)

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
19	27	I 普及啓発 の強化	②広報・啓発の推進 ■府民への啓発の推進	アルコール関連問題啓発週間において、OACの加盟機関・団体が実施する普及啓発活動をホームページに掲載し、広く府民に情報発信する。	OACの加盟機関・団体の取組みに関する情報発信	OACの加盟機関・団体の取組み予定をとりまとめ、府のホームページに掲載する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 アルコール関連問題啓発週間におけるOACの加盟機関・団体の取組み予定をとりまとめ、府のホームページに掲載。
20	28	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等)への対策	女性や高齢者、妊産婦、気分障がい等の精神疾患のある方、薬を服用している方等、特性に応じて留意すべき点等をわかりやすく啓発し、不適切な飲酒の防止を図る。	女性や高齢者向けに、不適切な飲酒防止の啓発を行う	ホームページやアルコール関連問題週間において、女性や高齢者向けに、不適切な飲酒防止の啓発を行う	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・対象別(女性・高齢者)のパネルの内容を更新し、継続してホームページに掲載。 ・介護支援専門員等、高齢者と接する機会の多い支援者に対して、「高齢者のお酒の問題あきらめていますか?」のリーフレットを配布。
21	28	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等)への対策	風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図る。	風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図る	風俗営業管理者に対する管理者講習の実施	【大阪府警察本部(生活安全部保安課)】 令和6年度中の風俗営業管理者講習(実施回数18回)において、20歳未満の者への酒類提供禁止について周知を図った。
22	28	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等)への対策	風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う。	風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う	営業所での20歳未満の者への酒類の提供があった場合、立入り、取締り、行政処分等を実施	【大阪府警察本部(生活安全部保安課)】 令和6年度中の20歳未満の者の飲酒提供営業者の検挙件数:4件
23	28	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等)への対策	酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りを行う。	酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りを行う	継続的な指導・取締りの推進	【大阪府警察本部(生活安全部少年課)】 令和6年中 20歳未満飲酒禁止法違反の検挙件数・検挙人員:3件・4人
24	28	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等)への対策	飲酒する20歳未満の者を発見したときは、当該20歳未満の者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す。	飲酒する20歳未満の者を発見したときは、当該20歳未満の者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す	街頭補導活動等を通じた飲酒する未成年者の発見活動の推進	【大阪府警察本部(生活安全部少年課)】 令和6年中 飲酒で補導された20歳未満の人員:403人
25	28	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者等)への対策	家庭内暴力などの相談のうち、20歳未満の者の飲酒及び不適切な飲酒を原因とする場合は、関係機関と連携して様々な生活上の問題への対策の推進を図る。	相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行う	相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行う	【福祉部(子ども家庭局)】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。
26	29	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■飲酒運転対策等	飲酒運転の違反歴を有するドライバーが、再度飲酒運転で検挙等され、アルコール依存症が疑われた場合は、専門医療機関の受診を勧奨する。さらに本人の希望がある場合は、保健所等に情報提供し、保健所等での相談を実施する。	飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、治療を促し、飲酒運転の再犯を防止する取組	飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、専門医療機関での受診勧奨、保健所等の利用勧奨を行い、アルコール依存症の治療を促す	【大阪府警察本部(交通部交通総務課)】 令和6年中 受診・相談件数:10件 専門医療機関等の情報提供数:7件 受診確認件数:3件
27	29	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■飲酒運転対策等	飲酒運転対策に関して、大阪府警、大阪府、大阪市、堺市で状況報告や課題の共有を行う。	飲酒運転対策等連絡会議の開催	飲酒運転対策等連絡会議にて、大阪府における状況や課題を共有する	【健康医療部(地域保健課・こころの健康総合センター)、大阪府警察本部(交通部交通総務課)】 ※大阪市・堺市も参加 府警における飲酒運転防止施策の結果(専門医療機関受診件数等)や大阪府・大阪市・堺市の飲酒運転対策等への取組み状況等について、報告を行った。

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
28	29	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■飲酒運転対策等	大阪府交通対策協議会において、飲酒運転根絶に向けた地域、職域等との積極的な連携による公民一体となった広報啓発活動を推進する。	各季での交通安全運動において、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を実施	ポスター掲示などで広報啓発を実施	【都市整備部(交通計画課)】 7月「夏の交通事故防止運動」、9月21日～30日「秋の全国交通安全運動」、12月「年末の交通事故防止運動」の重点の一つに「飲酒運転の根絶」を設定し、7月、11月に広報啓発イベントを実施。 また、「飲酒運転根絶ポスター」を作成し、年間を通じたポスター掲示をするとともに、ポスターの広報モデルと共に、12月にキャンペーンを実施。
29	29	I 普及啓発 の強化	③不適切な飲酒への対策 ■飲酒運転対策等	飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症の疑いのある者が、相談や治療を受けるきっかけとなるようさらなる取組みを行う。	AUDIT等により自らの飲酒行動を認識させると共に、改善を促す。ディスカッション等で飲酒運転の危険性、悪質性の理解を深め、問題意識を持たせる。アルコール依存症の疑いがある者が相談や治療を受けに行くきっかけとなる各機関のリストの掲示、配布を行う	飲酒取消処分者講習において、通常の講習内容に加えて、「呼気検査」「AUDIT」「飲酒日記」「ディスカッション」を実施	【大阪府警察本部(交通部運転免許課)】 自らの飲酒行動を認識させた上、飲酒運転の危険性、悪質性についての理解を深めるため、取消処分者講習において、映像教養、ディスカッション等による効果的な講習を実施するとともに、停止処分者講習(長期)においても、運転シミュレーター、飲酒ゴーグル等を用いた講習を実施した。また、アルコール依存症の疑いのある者が、相談や治療を受けるきっかけとなるよう各関係機関のリストの掲示及び配布を実施した。 令和6年中 飲酒取消処分者講習実施状況：154回 488名 飲酒停止処分者講習実施状況：49回 61名
30	30	II 相談支援 体制の強化	④健康診断及び保健指導 でのつなぎの促進	健康診断に関わる職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンションについての研修会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識の普及と理解の促進を図る。	減酒指導についての研修会の実施	簡易介入マニュアルを作成し、職場の健康管理業務担当者や一般科医・精神科医を対象とした研修により、減酒指導を普及する	【健康医療部(地域保健課)】 医師を対象としたアルコール関連問題啓発フォーラムをWEB開催 共催：大塚製薬、大阪府 回数：1回開催 受講者数：35名
31	30	II 相談支援 体制の強化	④健康診断及び保健指導 でのつなぎの促進	保健指導に関わる市町村の保健師に対して、アルコール健康障がい、アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンションを学ぶ研修会やアルコール専門医療機関や相談機関、自助グループ等についての情報提供を行う。	市町村保健師等へのアルコール健康障がいに関する知識の普及、専門医療機関等の情報提供	こころの健康総合センターでのアルコール依存症に関する研修会や会議等を通じて情報提供	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・依存症相談対応・基礎研修(A-1) 2回開催(オンデマンド含む)・計216名参加 講義「依存症の基礎知識・相談の受け方」 依存症の本人・家族の体験談 ・飲酒防止教育普及研修(再掲) 1回開催・10名参加 講義「20歳未満の人の飲酒問題について考える～大人が知っておくべき大事なこと～」 依存症の本人の体験談 講義「飲酒防止教室を実施するにあたって」
32	30	II 相談支援 体制の強化	④健康診断及び保健指導 でのつなぎの促進	身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を推進するため、簡易介入法や連携方法に関するマニュアルを、研修会等の機会を通じて周知し、活用を図ることで、関係機関の連携体制(SBIRTS)の構築を図る。	身体科・精神科医とアルコール専門医の連携強化	身体科・精神科医、アルコール専門医の連携を強化するための簡易介入マニュアルを周知	【健康医療部(地域保健課)】(再掲) 医師を対象としたアルコール関連問題啓発フォーラムをWEB開催 共催：大塚製薬、大阪府 回数：1回開催 受講者数：35名

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
33	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	大阪府こころの健康総合センターにおいて、平日のほか、第2・第4土曜日にも相談に対応する。	依存症専門相談におけるアルコール依存症相談への実施	依存症専門相談を実施し、相談機能の充実を図る	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・相談実数:126件 ・相談延数:309件 ※令和2年5月より、第2・第4土曜日に依存症専門相談を実施
34	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	保健所等において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問を実施する。	こころの健康相談	アルコール依存症またはその疑いの本人・家族・関係者に対して、精神保健福祉相談員・保健師・精神科嘱託医による面接・訪問相談を実施	【健康医療部(保健所)】 府・中核市保健所 相談件数:625人
35	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	アルコール依存症の本人及びその家族等が気軽に相談できるよう、SNS やオンラインなどを活用した相談体制の充実を図る。	大阪依存症ほっとライン	夜間や土・日曜日にSNS相談を実施	【健康医療部(地域保健課)】 おおさか依存症ほっとライン相談件数 相談件数:1,467件 内)アルコールに関する相談:176件
36	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	地域でアルコールに関連した問題や相談に応じる機会の多い民生委員や保護司等に対し、依存症に関する研修を実施し、本人・家族への適切な支援につなげる。	保健所や市町村等において、民生委員や保護司等に対して依存症に関する研修の実施	保健所や市町村等において、民生委員や保護司等に対して依存症に関する研修を実施	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 民生委員や保護司・青少年指導員等の連絡会や研修会等において、依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口について情報提供。 ・大阪府民生委員協議会会長連絡会(56名参加) ・泉南地区保護司会研修会(75名参加) ・若者・地域支援者向け依存症予防啓発研修(148名参加) ・覚醒剤等薬物乱用者対策保護司特別研修会(70部配布)
37	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	暴力、虐待、自殺未遂や経済・労働分野等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	労働相談及びメンタルヘルス専門相談	労働環境課において実施している労働者及び使用者を対象とした労働相談及びメンタルヘルス専門相談	【商工労働部(労働環境課)】 ・令和6年度の労働相談実績(令和6年4月～令和7年3月): 11,980件 うちアルコールに関した相談件数:4件 ・令和6年度のメンタルヘルス専門相談実績(令和6年4月～令和7年3月):21件 うちアルコールに関した相談件数:0件
38	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	暴力、虐待、自殺未遂や経済・労働分野等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	女性の抱える問題に関する相談事業	女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、法律相談を実施する	【府民文化部(男女参画・府民協働課)】 令和6年度の相談実績(令和6年4月～令和7年3月) 面接相談:1,207件、電話相談:2,316件、SNS相談:178件、法律相談:41件 うちアルコールに関連した件数:3件(把握している範囲)
39	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	暴力、虐待、自殺未遂や経済・労働分野等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談を実施する	【府民文化部(男女参画・府民協働課)】 令和6年度の相談実績(令和6年4月～令和7年3月)電話相談: 232件 うちアルコールに関連した件数:2件(把握している範囲)

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
40	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	暴力、虐待、自殺未遂や経済・労働分野等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	子ども家庭センターにおける相談対応	18歳未満の子どもに関するさまざまな相談やおおむね25歳までの青少年についての相談、配偶者からの暴力に関する相談等に対応	【福祉部(子ども家庭局)】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。
41	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	暴力、虐待、自殺未遂や経済・労働分野等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	女性相談センターにおける相談対応	配偶者・恋人からの暴力、ストーカー被害、女性からの相談(夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など)等に対応	【福祉部(子ども家庭局)】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。
42	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	暴力、虐待、自殺未遂や経済・労働分野等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	保健所等において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施	保健所等において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施	【健康医療部(保健所)】 府保健所(政令・中核市除く) 精神保健福祉相談・訪問延数 相談延数: 6,585件 訪問延数: 1,704件
43	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	大阪府保健所、政令市、中核市において、地域のアルコール健康障がい対策関連機関の連携体制の構築を図る。	精神保健医療ネットワーク会議	府保健所で実施する関係機関ネットワーク会議において、アルコール問題に関する連携体制を構築する	【健康医療部(保健所)】 連携会議 府・中核市保健所 8か所 計18回
44	31	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■相談機能の充実	依存症総合支援センター(大阪府こころの健康総合センター)と依存症治療・研究センター(大阪精神医療センター)が連携して形成する大阪依存症包括支援拠点(OATIS)において、医師、ケースワーカー、心理職など多職種による相談支援などの取組みを進める。	OATIS連絡会議等を通じた連携	「依存症相談支援センター」と「依存症治療・研究センター」とのミーティング等を通じて、双方の取組みにコミットしあう	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・OATIS連絡会を4回開催
45	32	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■連携体制の充実	医療・保健・福祉等関係機関による依存症関連機関連携会議や事例検討会の開催などにより、相談支援における対応力の向上を図り、相談者が適切な支援につながるよう連携強化を図る。	依存症関連機関連携会議の開催 依存症事例検討会の開催	依存症関連機関連携会議、依存症事例検討会を開催し、関係機関における相談支援の対応力向上を図り、相談者が適切な支援につながるよう連携強化を進める	【健康医療部(保健所)】(一部再掲) ・連携会議 府・中核市保健所 8か所 計18回 ・事例検討会 府・中核市保健所 5か所 計7回 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・依存症関連機関連携会議の開催(2回) ①令和6年7月 ②令和7年3月 ・アルコール健康障がい対策部会(1回) ①令和6年9月

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
46	32	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■連携体制の充実	本人・家族に関わる地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関(産業保健関係機関・高齢福祉・生活福祉・障がい福祉等)、自助グループ等との連携体制(SBIRTSを含む)を構築する。	地域における連携体制の構築	保健所において連携のための会議や事例検討会等を実施し、顔の見える連携体制を構築する	【健康医療部(保健所)】(再掲) ・連携会議 府・中核市保健所 8か所 計18回 ・事例検討会 府・中核市保健所 5か所 計7回
47	32	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■連携体制の充実	自殺未遂事案の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれる場合、自殺未遂者相談支援事業(保健所等と警察の連携)などを活用して、必要な相談支援を実施する。	自殺未遂者相談支援事業	保健所と警察の連携で実施している自殺未遂者相談支援事業において、アルコールが原因の自殺未遂事案について、必要な支援を実施する	【健康医療部(保健所)】 府・中核市保健所 相談実数(連絡票受理件数):716人 内)アルコール関連:30人
48	32	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■連携体制の充実	児童虐待や養育困難家庭の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれていると考えられる場合、関係機関が連携を図り、適切な支援や介入を行う。	アルコールを含めたこころの相談の実施及び関係機関との連携を図る	保健所等において、こころの相談や必要に応じて、市町村や福祉部門等の関係機関と連携を図り支援を実施する	【福祉部(地域福祉課)】 ・大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修において自立相談支援機関等の支援者に対し、依存症に関する情報提供をした。 【福祉部(子ども家庭局)】 ・相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。 【健康医療部(保健所)】 ・アルコールを含めたこころの健康相談を実施するとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図りながら支援を行った。
49	32	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■連携体制の充実	家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるように、関係機関との連携を図る。	「すこやか教育相談24」「すこやか教育相談」等、教育相談窓口の周知	長期休業前等に府立学校各校に通知	【教育庁(高等学校課)】 7月、12月、3月にそれぞれ府立学校各校に通知し、周知した。
50	32	Ⅱ相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■連携体制の充実	家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるように、関係機関との連携を図る。	こころの健康総合センターで実施している「わかものハートぱちぱちダイヤル」「こころのLINE電話相談」の周知と、関係機関との連携を図る	こころの健康総合センターで実施している「わかものハートぱちぱちダイヤル」「こころのLINE電話相談」の周知と、関係機関との連携を図る	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・若年層支援者向けの自殺対策研修会や教育センターの研修会、自死遺児相談従事者研修会などで「わかぼちダイヤル」のリーフレットを配布し、引き続き周知を行った。 ・「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの?」のリーフレットの中に、家庭内に問題を抱えている子どもに向けたメッセージを掲載。教職員に対して、飲酒防止教育普及研修等で、引き続きリーフレットの活用について周知を行った。

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
51	32	Ⅱ 相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■自殺対策との連携	自殺対策強化月間等に行う啓発活動において、リーフレット等を活用してアルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることについて、普及啓発を行う。	自殺対策強化月間等におけるアルコール依存症の普及啓発	アルコール依存症について、自殺対策強化月間等に行うキャンペーンを活用し普及啓発を図る	【健康医療部(保健所)】 ・自殺予防週間や月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示やリーフレットの配架を実施 府保健所 1か所 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示。
52	32	Ⅱ 相談支援 体制の強化	⑤相談支援の充実 ■自殺対策との連携	自殺予防対策の研修において、アルコール関連問題についても知識の普及を図る。	府民向けゲートキーパー研修におけるアルコール依存症の普及啓発	保健所、市町村等が実施する府民向けゲートキーパー研修において、アルコールと自殺の関係性について普及啓発するよう働きかける	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示を実施。
53	33	Ⅱ 相談支援 体制の強化	⑥人材育成	大阪府こころの健康総合センターや保健所等において、地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関(高齢福祉・生活福祉・障がい福祉等)に対して人材育成のための研修を実施する。	医療機関・関係機関向け研修会の実施	医療機関、市町村等行政機関、相談支援機関を対象にアルコール健康障がい等に関する研修会等を実施する	【健康医療部(保健所)】 関係機関等職員や地域支援者対象の研修会を開催 府・中核市保健所 7か所 計12回 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・ベーシック研修 1回開催及びオンデマンド配信・113名参加 ・飲酒防止教育普及研修 1回開催・10名参加 ・依存症相談対応・基礎研修(A-1) 2回開催・216名参加 ・依存症相談対応・実践研修(A-2) 1回開催・29名参加 ・依存症相談対応・強化研修(A-3) 2回開催・78名参加 ・依存症医療研修(「アルコール依存症」をテーマとした回) 1回開催 68名参加 ・依存症相談対応 人材養成テキスト動画版 依存症の相談対応についていつでも学ぶことができるよう、人材養成テキストを動画化したものを継続して公開 ・他部局が開催する市町村相談窓口を対象とした研修会等で依存症についてや相談窓口の情報提供を実施。
54	34	Ⅲ治療体制 の強化	⑦アルコール健康障がいに 係る医療の推進と連携強 化	大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱に基づき「依存症専門医療機関」と「依存症治療拠点機関」を選定し、アルコール依存症をはじめとする依存症対策に取り組む拠点機関とする。	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、アルコール依存症に関する医療を推進	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、アルコール依存症に関する医療を推進	【健康医療部(地域保健課)】 ・依存症専門医療機関を15か所選定(政令市を含む)。そのうち1か所(大阪精神医療センター)を依存症治療拠点機間に選定。 ・府ホームページ(医療計画)に都道府県連携拠点機関・地域連携拠点を公表。

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
55	34	Ⅲ治療体制 の強化	⑦アルコール健康障がいに 係る医療の推進と連携強 化	アルコール健康障がいについて、早期 発見・早期介入を実施できる医療機関 の裾野を広げる。	医療機関・関係機関向け研修会 の実施	早期発見・早期介入を実施できる医療機関の裾野を広げるた め、研修等を実施	【健康医療部(地域保健課)】 早期発見・早期介入を実施できる医療機関の裾野を広げるた め、アルコール関連問題のある人への簡易介入マニュアル普及 及研修を開催。 受講者数:92名
56	34	Ⅲ治療体制 の強化	⑦アルコール健康障がいに 係る医療の推進と連携強 化	身体科・精神科医療機関が、アルコール 専門医療機関につなぐ際の課題を把握 するとともに、連携体制(SBIRTS)を促 進する。	アルコール専門医療機関における 身体科からの紹介数に関する調 査の実施	アルコール専門医療機関を対象に、他医療機関からの紹介 数に関する調査を行い、とりまとめた結果をアルコール健康 障がい対策推進部会で報告する	【健康医療部(地域保健課)】 アルコール専門医療機関への紹介数 計1,405件 うち身体科からの紹介 645件
57	34	Ⅲ治療体制 の強化	⑦アルコール健康障がいに 係る医療の推進と連携強 化	アルコール依存症の専門的治療を行う ことのできる精神科医療機関の情報を 収集し、大阪府のホームページで情報 提供するなどして、相談機関や専門医 療機関以外の医療関係者とも連携促進 を図る。	アルコール依存症専門医療機関 の情報取集、提供	診療機関調査のアルコール専門治療を行う精神科医療機関 の情報をホームページに掲載・発信する	【健康医療部(地域保健課・こころの健康総合センター)】 アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医 療機関の情報を収集し、府のホームページやおおさか依存症 ポータルサイトで情報提供するなどして、相談機関や一般の医 療機関との連携促進を図った。
58	35	IV切れ目 ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■啓発及び相談の充実	アルコール依存症の当事者の回復、社 会復帰の支援が円滑に進むよう、アル コール依存症が断酒を継続することによ り、回復する病気であること等を、公民 協働により社会全体に啓発し、アルコー ル依存症に対する理解を促す。	アルコール依存症のリカバリー支 援の推進	アルコール依存症のリカバリーの支援推進を進める自助グ ループ等の活動をホームページ等に掲載し、リカバリー支援 の啓発を図る	【健康医療部(保健所)】 ・自助Gと連携した啓発週間における啓發 府・中核市保健所 3か所 計3件 ・自助Gと連携した講演会、若年層への啓発等の実施 府・中核市保健所 2か所 計3件 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・11月のアルコール関連問題啓発週間において、ロビーにア ルコール関連問題啓発週間にに関するパネルやポスターを掲 示。また、啓発ブースを設置し、自助グループやアルコール関 連問題に関するリーフレットやチラシを配架。 ・OAC加盟機関・団体のアルコール関連問題啓発週間の取組 みについて取りまとめ、ホームページに掲載。 ・OAC交流イベントを開催し、会場内において、参加する自 助グループ及び民間団体等のリーフレット等を配架。 ・関係機関職員向け研修において、当事者および家族の体 験談発表を依頼し、参加する自助グループ及び民間団体等の リーフレットを配布。 ・自助グループ・民間団体等と連携し、依存症の自助グループ や民間団体等への見学会を9機関計20回開催し、延べ99名が 見学。

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
59	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■啓発及び相談の充実	大阪府こころの健康総合センターにおいて、医療・福祉・自助グループ等と連携しながら、依存症専門相談による回復支援を行う。	アルコールを含めた依存症相談の実施	アルコール依存症を含む依存症相談により回復を支援する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 依存症別相談者数 ・アルコール依存症 実数126件、延数309件 ・薬物依存症 実数149件、延数373件 ・ギャンブル等依存症 実数367件、延数978件 ・その他 実数224件、延数412件
60	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■啓発及び相談の充実	保健所等において、医療・福祉・自助グループ等と連携しながら、再発予防に向けて精神保健福祉相談や訪問を実施する。	再発予防に向けて、自助グループと連携して相談を実施する	再発予防に向けて、自助グループの紹介など自助グループとの連携により相談を実施する	【健康医療部(保健所)】(一部再掲) 府・中核市保健所 相談件数:625人 内)自助グループ紹介件数:228人
61	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■啓発及び相談の充実	OAC のネットワークを活用し、医療・福祉・司法・自助グループ・行政等の情報共有等や、加盟する機関等による交流会等を行うことにより、顔の見える連携を促進する。	OACネットワークを活用した連携促進	大阪アディクションセンターのネットワークを通じて、医療・福祉・司法・教育・自助グループ・行政等が情報共有・連携促進を図る	【健康医療部(保健所)】 ・OACミニフォーラムを開催 府・中核市保健所 13か所 計9回 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・OAC交流イベントを1回開催。62名参加
62	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■就労支援	働く意欲がありながら、アルコール依存症等による様々な阻害要因で就職が困難な方に対し、障害者総合支援法上の就労支援サービスの活用や、OSAKAしごとフィールドや、ハローワーク等との連携により、就業・定着支援を実施する。	OSAKAしごとフィールド	様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就職を支援	【商工労働部(就業促進課)】 様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就職を支援 (アルコール健康障がいに関する件数のみを抽出することは困難)
63	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■就労支援	アルコール依存症の当事者の休職からの復職、継続就労について、偏見なく行われるようアルコール依存症に対する理解を促す。	アルコール依存症当事者の復職・継続就労に対する啓発活動	アルコール依存症当事者の休職からの復職、継続就労を進めるため、ホームページを活用し、アルコール依存症に対する理解促進を図る	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 大阪産業保健総合支援センター・一般産業保健研修の開催 1回開催 44名参加 講義「アルコール健康障がいと依存症」
64	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■就労支援	アルコール依存症の当事者が、就労に対する支援を希望する場合、本人の望む支援が受けられるよう、市町村や保健所等の相談機関、医療機関、自助グループ、相談支援事業所、就労支援事業所等が連携し、円滑な社会復帰を促進する。	地域における連携体制の構築	保健所において連携のための会議や事例検討会等を実施し、顔の見える連携体制を構築する	【健康医療部(保健所)】 ※下記の内、就労支援に関する者の件数は不明 連携会議・事例検討会を開催(再掲) ・連携会議 府・中核市保健所 8か所 計18回 ・事例検討会 府・中核市保健所 5か所 計7回
65	35	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑧社会復帰の支援 ■就労支援	アルコール依存症の当事者が、就労に対する支援を希望する場合、本人の望む支援が受けられるよう、市町村や保健所等の相談機関、医療機関、自助グループ、相談支援事業所、就労支援事業所等が連携し、円滑な社会復帰を促進する。	生活困窮者自立支援機関における相談対応	生活困窮者への就労や家計改善、債務等についての相談に応じる	【福祉部(地域福祉課)】 大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修において自立相談支援機関等の支援者に対し、依存症に関する情報提供をした。
66	36	IV切れ目の ない回復 支援体制の 強化	⑨自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動の充実	自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動や取組みについて、ホームページやリーフレット等を通じて、広く府民に情報提供する。	自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動等の情報提供	ホームページやリーフレットを通じて、自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動等の情報提供を行う	【健康医療部(地域保健課)】 ・おおさか依存症ポータルサイトに、自助グループや回復支援施設、民間支援団体等に関する情報を掲載。 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・府民セミナーにおいて、自助グループや回復支援施設、民間支援団体のリーフレット等を配架。

No.	計画 ページ 数	計画本文			アルコール健康障がい対策推進 計画に基づく施策の具体的な取 組み	取組(事業)内容	【令和6年度】 取組実績
		基本 方針	取組施策	具体的な取組み			
67	36	IV切れ目 ない回復 支援体制の 強化	⑨自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動の充実	自助グループや回復支援施設、民間支援団体等における府民を対象とした取組みについて後援することにより、活動の広がりを支援する。	自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の取組みの後援	自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が行う、府民を対象とした公益性の高い取組みについて後援する	【健康医療部(地域保健課)】 自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が行う取組みの後援。 計3件
68	36	IV切れ目 ない回復 支援体制の 強化	⑨自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動の充実	府と自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が連携し、アルコール依存症についての正しい知識の普及啓発を行う。	啓発事業や研修会を自助グループや回復支援施設、民間支援団体等と連携して実施し、アルコール依存症についての正しい知識を普及するとともに、自助グループ等の活動や役割について啓発する	アルコール関連問題啓発週間やOAC交流イベント等を通じて、アルコール依存症についての正しい知識を普及するとともに、自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動や役割について啓発を行う	【健康医療部(保健所)】 ・11月にロビー等を活用して自助Gと連携した啓発を実施 中核市保健所 3か所 計3回 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・関係機関職員研修会やOAC交流イベントにおいて、民間団体及び自助グループより体験と活動内容の報告等を依頼(6回)。
69	36	IV切れ目 ない回復 支援体制の 強化	⑨自助グループや回復支援施設、民間支援団体等の活動の充実	人材育成研修時に自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が参画し、体験談の講演を行うなど、当事者の声に接する機会を創出することにより、支援者間での協働意識の醸成を図る。	研修等での体験談の講演等の実施	研修等の人材養成において、自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が参画し、体験談の講演を行う	【健康医療部(保健所)】 ・研修等の人材養成において、自助グループや回復支援施設、民間支援団体等が参画し、体験談の講演を実施 府・中核市保健所 4か所 計5回 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・関係機関職員研修等において、6回 12名の方に体験談等の講演をいただいた。
70	37	その他	⑩調査分析の推進	国における調査研究や先進事例等情報を収集・分析し、府における施策に活用する。	国における調査研究や先進事例等の情報収集、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や調査研究の取組みの実施	国における調査研究や先進事例等の情報収集、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や調査研究の取組みの実施	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・令和6年度に実施した「健康と生活に関する調査(ギャンブル等依存症の実態調査)」の中で、飲酒習慣とギャンブル等依存の関連性について調査。 ・都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議に出席。
71	37	その他	⑩調査分析の推進	地域におけるアルコール健康障がいに関する取組みを情報収集、分析、発信する。	地域でのアルコール健康障がいの取組についての情報収集・発信	地域の関係機関・医療機関のアルコール健康障がいの取組状況等について情報収集及び分析し、発信する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・大阪アディクションセンターのメーリングリストを活用し、自助グループの取組みなどの情報を発信。 ・大阪アディクションセンター加盟機関・団体の連携支援を目的に、各機関・団体の取組状況を収集し、「大阪アディクションセンター加盟機関・団体活動状況冊子」を更新。 ・大阪アディクションセンター加盟機関・団体に呼びかけ、アルコール関連問題啓発週間の各取組みを収集し、大阪府のホームページに掲載。